

支給決定の仕組みと サービスの財源

DPI日本会議 事務局長
おのうえ こうじ
尾上 浩二

障害者自身の自己決定にもとづいて、必要なサービスを得ながら地域で暮らせるようにしていくためには、本人のニーズを基本にした支給決定とサービス提供が可能になる財源確保の仕組みが求められる。

本人のニーズを基本に、 協議・調整する支給決定の仕組みへ

「自立支援法」の障害程度区分は、介護保険の79項目をベースにした認定項目で調査が行われ、コンピューターと認定審査会による判定が行われる仕組みとなっている。27項目が追加されているが、介護保険の79項目にヒットしない限りは区分4以上が出ないプログラムである。そのため二次判定での変更率は高く、審査会による格差もみられる。

私たち当事者運動からの提起もあり、要介護認定区分で支給限度額が定められる介護保険とは異なり、「一人ひとりの実情に応じて支給決定を行うこと」とされている。だが、実際には「障害程度区分」が大きな位置を占め、

利用できるサービスの量や種類が決められ、一人ひとりのニーズに基づく柔軟な支給決定を困難にしている。

権利条約が規定する「社会への完全かつ効果的な参加」「個人の自律及び自立（自ら選択を行う自由を含む）」をふまえ、障害者本人の意向に基づき、環境的要因や社会参加の制約等もふまえた、協議・調整による決定ができる仕組みが必要である。

現行の障害程度区分は廃止し、本人の意向を基本として、精神・身体の状態のみならず、社会参加の制約や環境要因も勘案して支給決定する仕組みに組み換えていく。

セルフマネジメント・

「本人中心支援計画」とエンパワメント

協議・調整による支給決定の仕組みを、（行政主導や事業所主導ではなく）本人の意向にもと基づくものとするためには、セルフマネジメントを基本に置くとともに、PC-IPP（本人中心の支援計画）や本人のエンパワメントの仕組